



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

ベトナム企業との加工契約における留意点

1. はじめに
2. 契約の規定内容に関する留意点
3. 加工対象物品に関する留意点
4. 加工契約の実施に関する留意点
5. その他関連事項
6. 終わりに

弁護士 萩原 亮太

弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアン・アイン

弁護士(ベトナム資格) グエン・ハン・フォン

1. はじめに

2018年8月21日にベトナム統計総局(Tổng cục Thống kê)の電子情報ページ上に公開された「2017年総合経済調査正式結果の報道通告(THÔNG CÁO BÁO CHÍ KẾT QUẢ CHÍNH THỨC TỔNG ĐIỀU TRA KINH TẾ NĂM 2017)¹」の4(Dịch vụ gia công hàng hóa với nước ngoài(外国との物品加工サービス))の箇所によると、2016年には外国との物品の加工活動を実施する企業が1740社あり、そのうち1687社が外国から物品加工の委託を受けて加工活動を行っている企業である旨の記載があります。そして、当該統計では「外国」の内訳は明らかにはなっていないものの、日本においてもベトナムが委託加工地として一定

¹ <https://www.gso.gov.vn/su-kien/2019/04/thong-cao-bao-chi-ket-qua-chinh-thuc-tong-dieu-tra-kinh-te-nam-2017/>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

の注目を集めていることを踏まえると、この中には日本向けに物品加工活動を実施している企業もあるものと思われます。

この点、外国企業からベトナム企業に対する委託加工についてはベトナム法上一定の規制があるところ、様々な法令に規制が規定されている状況にあり、どのような規制があるのか把握しにくい状況にあるものと思われます。そこで、本稿では、紙面の許す限り、ベトナム企業との加工契約における留意点を若干取り上げます(なお、本稿で取り上げる内容のほか、輸出入手続、税関手続等に関する規制など別途留意すべき点があることにはご留意ください。)

2. 契約の規定内容に関する留意点

まず、ベトナム民法²上、加工契約とは、「各当事者間の合意であり、それにより、加工引受人が加工注文主の請求に従った製品を作り出すために業務を実施し、加工注文主が製品を受領し、工賃を支払うもの」とされています(民法第 542 条)。

また、日本企業からベトナム企業に対する委託加工には商法³も適用されると考えられるところ⁴、商法上、商業上の加工とは、「商業活動であり、それにより、報酬を受領するために、加工注文主の要求に従い、製造過程の一段階又は複数段階を実施するために、加工引受人が加工注文主の原材料又は資材の一部又は全部を使用するもの」とされています(商法第 178 条)。なお、加工注文主の原材料又は資材の加工引受人への供給は、原材料又は資材そのものを供給することでも、あるいは合意した価格及び品質並びに数量に基づき供給品を購入するための金銭を引渡すことでも足りることとなっています(商法第 181 条第 1 号)。

これらの諸規定を踏まえると、ベトナム法上、加工契約というためには少なくとも、①加工注文主から加工引受人に対する原材料又は資材の一部又は全部の提供がある又は合意した価格及び品質並びに数量に基づき供給品を購入するための金銭の引渡しがあること、及び②加工注文主から加工引受人に対する報酬の合意があること、という要素を具備している必要があるものと思われます。

さらに、日本企業のような外国当事者の商人との間での加工契約には、少なくとも以下の条項を含む必要があるとされています(Decree No. 69/2018/ND-CP 第 39 条各号)。

1. 契約締結当事者及び直接加工する当事者の氏名、住所
2. 加工製品の名称、数量
3. 加工の価値
4. 支払期限及び支払方式
5. 加工のために輸入する原材料、材料、資材及び国内で製造する原材料、材料、資材(もしある場合)のリスト、数量、価値;原材料、材料、資材の使用標準;加工において消耗する資材の標準及び原材料の損耗率
6. 加工に資するためにリース、賃貸又は贈与される機器、設備のリスト、価値(もしあれば)
7. 加工契約終了後のスクラップ、廃棄物、不合格品の処理方法及びリース、賃貸された機器、設備及び余剰原材料、材料、資材の処理原則
8. 物品引渡地点及び時期

² 民法:Law No. 91/2015/QH13

³ 商法:Law No. 36/2005/QH11, Law No. 05/2017/QH14, Law No. 44/2019/QH14 により修正補充

⁴ 商人の商業活動に関しては商法も適用される(商法第 2 条第 1 項)、商人とは、合法的に設立された経済組織並びに独立的及び継続的に商業活動を行う個人であり、経営登録を有するものを含むとされ(商法第 6 条第 1 項)、商業活動とは、利益獲得を目的とする活動であり、物品売買、サービス提供、投資、商業促進及びその他利益獲得を目的とする活動を含むとされていること(商法第 3 条第 1 号)を踏まえると、日本企業からベトナム企業に対する委託加工については商法も適用されるものと考えられます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

9. 物品の商標及び物品の出所の名称
10. 契約の効力期限

上記を踏まえると、ベトナム法上適法な加工契約というためには、①加工注文主から加工引受人に対する原材料又は資材の一部又は全部の提供がある又は合意した価格及び品質並びに数量に基づき供給品を購入するための金銭の引渡しがあること、及び②加工注文主から加工引受人に対する報酬の合意があること、という要素を具備し、さらには、上記の10の条項を含む必要があるものと考えられます。ベトナム企業と締結する加工契約がこれらを充足しない場合、例えば税関手続等において適法な加工契約として扱われず、輸出入時にトラブルが生じる可能性があります。

3. 加工対象物品に関する留意点

外国企業からの委託加工を受ける場合の加工対象物品に関しては、商法及び外商管理法⁵並びに関連規定上、例えば以下のような規制があります。また、輸出禁止物品には軍事技術総設備等が含まれ(Decree No. 69/2018/ND-CP 付録I 第Iのリスト)、輸入禁止物品にはベトナムでの普及、流通が禁止されている文化商品等が含まれます(Decree No. 69/2018/ND-CP 付録I 第IIのリスト)。

このように加工対象物品が所定の物品に該当する場合には、ベトナムでの加工に当たり、許可等の取得が必要となるため、ベトナム企業に対し委託加工を依頼するに当たっては、加工対象物品が輸出禁止物品、輸入禁止物品、一時輸出停止物品、一時輸入停止物品又は条件付き経営投資リストに該当する物品ではないか等を確認し、該当する場合にはベトナム企業側が所定の許可を受けているか等を確認する必要があるものと思われま。仮に許可が必要な場合に、ベトナム企業側において必要な許可を受けていない場合には、輸出入時にトラブルが生じる可能性があります。

- 外国向けの委託加工については、権限を有する国家機関により許可された場合に経営禁止、輸出禁止、輸入禁止に該当する物品についても加工することができる(商法第180条第2項)。
- ベトナム商人は、外国商人に対し、輸出禁止、輸入禁止物品、一時輸出停止、一時輸入停止物品を除いて、合法的に物品加工を受注することができる(外商管理法第51条第1項、Decree No. 69/2018/ND-CP 第38条第1項)。
- 許可証に従った輸出入物品に関しては、政府により規定された手順、手続に従い、商工省から許可を付与された後にのみ商人は外国に対する加工契約を締結することができる(外商管理法第51条第2項、Decree No. 69/2018/ND-CP 第38条第4項)。
- 条件付き経営投資リストに該当する物品に関しては、商人が当該物品の製造、経営に関する規定に従った条件を充足している場合にのみ、外国に対し輸出加工することができる(Decree No. 69/2018/ND-CP 第38条第2項)。

4. 加工契約の実施に関する留意点

受注を受けて委託加工契約を実施するベトナム企業は、例えば、以下の通知、届出等を実施する必要があります。そして、仮にベトナム企業が以下を実施しない場合には、当該ベトナム企業がDecree No. 128/2020/ND-CP⁶に基づく罰金等を受ける可能性があるのみならず、輸出入時にトラブルが生じる可能性があるため、委託者である日本企業側においても、ベトナム企業側

⁵ 外商管理法:Law No. 05/2017/QH14

⁶ Decree No. 128/2020/ND-CP : Decree No. 128/2020/ND-CP (Decree 102/2021/ND-CP により修正補充)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

においてどのような事項を実施する必要があるのか、それらの事項をベトナム企業側が実施しているか確認するのが安全と思われます。

- 税関機関に対し、加工契約に資する原材料、物資、設備、機器の輸出入を実施する前に、所定の書式等に従い、加工契約について通知する必要がある(Decree No. 69/2018/ND-CP 第 44 条第 1 項、Circular No. 38/2015/TT-BTC⁷第 56 条第 2 項第 a 号)。
- 税関機関に対し、加工拠点、輸出物品の製造拠点;原材料、物資、機器、設備、輸出製品の保管地点について通知する必要がある(Circular No. 38/2015/TT-BTC 第 56 条第 1 項第 a 号)。
- 加工契約が終了した又は失効した場合、当該契約を清算し、税関機関に対し、原材料、物資、輸出製品の使用状況の決算報告を定期的実施する必要がある(Decree No. 69/2018/ND-CP 第 44 条第 1 項)。

5. その他関連事項

本稿での詳述は避けませんが、ベトナム企業に対する委託加工を実施するに当たっては、ベトナム国内で輸入手続を完結することのできる On the Spot Export/Import(xuất nhập khẩu tại chỗ)の利用も考えられます(Decree No. 08/2015/ND-CP⁸第 35 条第 1 項第 a 号、Circular No. 38/2015/TT-BTC 第 86 条第 1 項第 a 号)。この点、税関総局は On the Spot Export/Import に規定している Decree No. 08/2015/ND-CP 第 35 条の廃止及び代替案等の提案をしている状況にあります(税関総局の 2023 年 5 月 29 日付 Official Letter No. 2587/TCHQ-GSQL 及び Official Letter No. 2588/TCHQ-GSQL)。本稿執筆時点でこの提案を踏まえた法令の制定等はなされていませんが、ベトナム企業に対する委託加工を実施するに当たり、On the Spot Export 及び On the Spot Import を利用している場合には、今後の動向に留意する必要があるものと考えられます。

6. 終わりに

上述のとおりベトナム企業との加工契約においては一定の留意点があるほか、これに関連する輸出入制度に関しても今後変更される可能性があります。そのため、皆様がベトナムに進出し事業運営するにあたっては、諸規制に留意しつつ、今後の動向を注視するのが望ましいと思われます。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁷ Circular No. 38/2015/TT-BTC : Circular No. 38/2015/TT-BTC (Circular No. 39/2018/TT-BTC、Circular No. 81/2019/TT-BTC により修正補充)

⁸ Decree No. 08/2015/ND-CP : Decree No. 08/2015/ND-CP (Decree No. 68/2016/ND-CP、Decree No. 59/2018/ND-CP、Decree No. 85/2019/ND-CP により修正補充)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023